

特定高齢者施策に係る生活機能評価について

1 趣旨等

平成18年度の改正介護保険法において、要介護状態の予防・改善を重視した「介護予防事業（地域支援事業）」が創設され、特定高齢者（65歳以上の方で生活機能の低下が認められ、要介護状態となるおそれが高い方）を早期に把握し、適切な介護予防サービスを提供することを目的に「生活機能評価」^{※1}を実施している。

「生活機能評価」は、現在は老人保健法に基づく基本健康診査の一部として65歳以上の方を対象に実施しているが、平成20年度から各医療保険者が実施する特定健康診査^{※2}が新たに始まり、基本健康診査が廃止になること等に伴い、平成20年度以降の「生活機能評価」については、65歳以上の方（要介護・要支援認定者除く）を対象に、介護保険者が介護保険法に基づき、義務として実施することとなる。

※1 特定高齢者を決定するため、基本チェックリスト（生活機能に関する25項目の質問）において一定の基準に該当する方（特定高齢者候補者）に対し、生活機能の低下の有無及び介護予防事業の利用の適否を判定するために実施する医学的検査・診断

※2 糖尿病等の生活習慣病の原因となる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者等を早期に発見し、特定保健指導の対象者を抽出することを目的に実施する健康診査

2 平成20年度の実施内容

国は生活機能評価と特定健康診査等との同時実施が望ましいとしており、本市においても、受診者の利便性等を考慮し可能な限り同時実施していくが、生活機能評価の対象者が受診する健康診査が多岐にわたることから、次の二通りで実施する。

(1) 健診型生活機能評価（特定健康診査等と生活機能評価を一体的に実施）

ア 京都市国民健康保険被保険者、京都府後期高齢者医療被保険者
平成20年4月下旬～5月上旬に、特定健康診査等の受診票等に同封して基本チェックリストを郵送、個別医療機関・集団健診会場等で特定健康診査等と同時に受診していただく。

イ 生活保護受給者
平成20年4月以降に福祉事務所で受給証明書、健康診査の受診票等とともに基本チェックリストを交付、個別医療機関・集団健診会場で健康診査と同時に受診していただく。

<検査内容>

特定健康診査等の検査項目に追加し、以下の検査を実施

基本チェックリスト、口腔内視診、反復唾液嚥下テスト、触診、血液検査、心電図検査

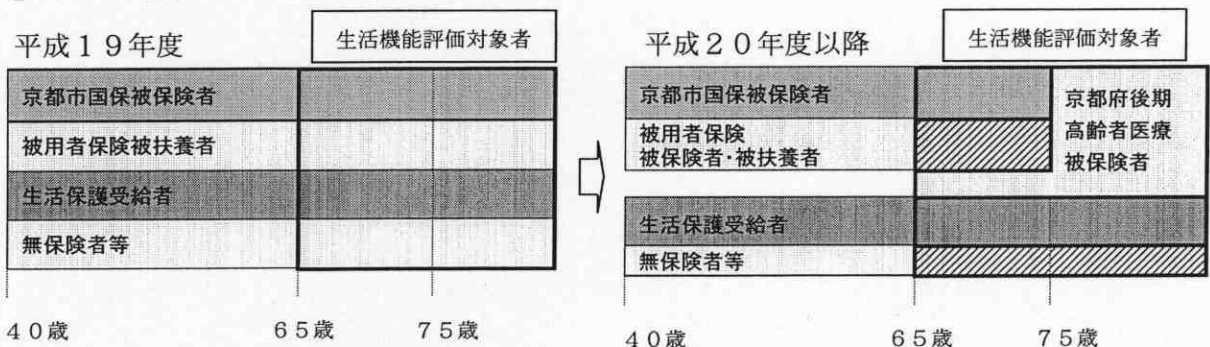
(2) 単独型生活機能評価（生活機能評価を単体で実施）

ア 被用者保険被保険者及び被扶養者等
平成20年5月に基本チェックリストを郵送し、同封の返信用封筒で長寿福祉課に返信された方のうち特定高齢者候補者に対して、検査の受診に必要な書類を郵送、個別医療機関で受診していただく。

<検査内容>

口腔内視診、反復唾液嚥下テスト、触診、血液検査、心電図検査

【イメージ図】



※網掛け部分が単独型生活機能評価対象者